

改正案	現行
<p style="text-align: center;">割賦販売法施行令</p> <p>（割賦販売に係る情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第二条 割賦販売業者は、<u>法第四条の二の規定により同条に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し、その用いる同条前段に規定する方法（以下この条及び第二十七条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>（資産及び負債の額の計算）</p> <p>第六条 法第十五条第二項（<u>法第三十三条の二第二項、第三十五条の二の十一第二項、第三十五条の三の二十六第二項、第三十五条の三の二十七第二項及び第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。</u>）に規定する資産の合計額又は負債の合計額は、<u>法第十二条第一項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請の日、法第三十二条第一項、第三十五条の二の九第一項若しくは第三十五条の三の二十四第一項の規定による登録の申請の日又は法第三</u></p>	<p style="text-align: center;">割賦販売法施行令</p> <p>（割賦販売に係る情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第二条 割賦販売業者は、<u>法第四条の二の規定により同条に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し、その用いる同条前段に規定する方法（以下この条及び第二十五条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>（資産及び負債の額の計算）</p> <p>第六条 法第十五条第二項（<u>法第三十三条の二第二項、第三十五条の三の二十六第二項、第三十五条の三の二十七第二項及び第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。</u>）に規定する資産の合計額又は負債の合計額は、<u>法第十二条第一項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請の日、法第三十二条第一項若しくは第三十五条の三の二十四第一項の規定による登録の申請の日又は法第三</u></p>

十五条の三の二十七第一項の規定による更新の申請の日前一月以内の一定の日（以下「計算日」という。）における帳簿価額（資産のうち受取手形、売掛金、未収入金及び貸付金については貸倒引当金を、有形固定資産（土地及び建設仮勘定を除く。）については減価償却引当金を控除した額。以下同じ。）により計算するものとする。ただし、資産にあつてはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあつてはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

（認定包括信用購入あつせん業者による契約の解除等の制限の特例に係る極度額の上限等）

第二十三条 法第三十条の五の七の政令で定める金額は、十万円とする。

2 法第三十条の五の七の規定により読み替えて適用する法第三十条の二の四第一項の政令で定める日数は、七日とする。

（登録少額包括信用購入あつせん業者が営む包括信用購入あつせんに係る極度額の上限）

第二十四条 法第三十五条の二の三第一項の政令で定める金額は、十万円とする。

（登録少額包括信用購入あつせん業者による契約の解除等の制限に係る催告の期間）

月以内の一定の日（以下「計算日」という。）における帳簿価額（資産のうち受取手形、売掛金、未収入金及び貸付金については貸倒引当金を、有形固定資産（土地及び建設仮勘定を除く。）については減価償却引当金を控除した額。以下同じ。）により計算するものとする。ただし、資産にあつてはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあつてはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

（包括信用購入あつせんに係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十三条 第二条の規定は、包括信用購入あつせん業者に準用する。この場合において、同条中「法第四条の二」とあるのは、「法第三十条の六において準用する法第四条の二」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

第二十五条 法第三十五条の二の六第一項の政令で定める日数は、七日とする。

第二十六条〜第三十二条 (略)

(割賦販売を業とする者等に対する報告の徴収等)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 法第四十条第三項の規定により経済産業大臣が包括信用購入あつせん業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 利用者支払可能見込額(法第三十条の五の四第一項に規定する利用者支払可能見込額をいう。第六項第四号において同じ。)の算定に関する事項

六 (略)

七 法第三十五条の二の十一第一項第十号に規定する体制の整備の状況(登録少額包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

八 販売業者又は役務提供事業者と締結した包括信用購入あつせんに係る契約の内容及びその締結の状況(登録包括信用購入あつせん業者及び登録少額包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

九 包括信用購入あつせんに係るカード等の交付又は付与、利用及び回収の状況(登録包括信用購入あつせん業者及び登録少額包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

(新設)

第二十四条〜第三十条 (略)

(割賦販売を業とする者等に対する報告の徴収等)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 法第四十条第三項の規定により経済産業大臣が包括信用購入あつせん業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

(新設)

五 (略)

(新設)

六 販売業者又は役務提供事業者と締結した包括信用購入あつせんに係る契約の内容及びその締結の状況(登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

七 包括信用購入あつせんに係るカード等の交付又は付与、利用及び回収の状況(登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

十 資産及び負債に関する事項（登録包括信用購入あつせん業者及び登録少額包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。）

十一 兼営事業に関する事項（登録包括信用購入あつせん業者及び登録少額包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。）

5 (略)

6 法第四十条第四項の規定により内閣総理大臣が包括信用購入あつせん業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 利用者支払可能見込額の算定に関する事項

7 10 (略)

11 法第四十条第七項の規定により経済産業大臣がクレジットカード番号等取扱業者から報告をさせることができる事項は、次の各号（法第三十五条の十六第一項第一号及び第三号から第七号までに掲げる者にあつては、第一号及び第二号）に掲げるものとする。

一 三 (略)

12 14 (略)

第三十四条・第三十五条 (略)

(権限の委任)

第三十六条 法に基づく経済産業大臣の権限であつて次に掲げるものは、割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用

八 資産及び負債に関する事項（登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。）

九 兼営事業に関する事項（登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。）

5 (略)

6 法第四十条第四項の規定により内閣総理大臣が包括信用購入あつせん業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(新設)

7 10 (略)

11 法第四十条第七項の規定により経済産業大臣がクレジットカード番号等取扱業者から報告をさせることができる事項（法第三十五条の十六第一項第一号及び第二号に掲げる者にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項に限る。）は、次のとおりとする。

一 三 (略)

12 14 (略)

第三十二条・第三十三条 (略)

(権限の委任)

第三十四条 法に基づく経済産業大臣の権限であつて次に掲げるものは、割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用

購入あつせん業者、法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者、クレジットカード番号等取扱業者、クレジットカード番号等取扱受託業者若しくはクレジットカード番号等取扱契約締結事業者又は指定信用情報機関を利用する者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、第一号から第三号まで、第五号、第七号及び第九号から第十三号までに掲げる権限は、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一・二 (略)

三 法第三十条の五の三第一項、第三十四条、第三十四条の二第一項、第二項及び第五項並びに第三十四条の四の規定に基づく権限

四十三 (略)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第三十七条 法第四十八条第二項の政令で定める権限は、法第二十条の二第三項及び第四項並びに第二十三条第三項及び第四項(これらの規定を法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)、第三十条の五の三第二項及び第三項、第三十条の六第二項及び第三項、第三十四条の二第三項及び第四項、第三十五条の二の八第二項及び第三項、第三十五条の二の十四第三項及び第四項、第三十五条の三の二十一第二項及び第三項、第三十五条の三の三十二第三項及び第四項、第三十六条第二項並びに第四十一条の二の規定による権限とする。

購入あつせん業者、法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者、クレジットカード番号等取扱業者、クレジットカード番号等購入あつせん業者、立替払取扱業者、クレジットカード番号等取扱受託業者若しくはクレジットカード番号等取扱契約締結事業者又は指定信用情報機関を利用する者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、第一号から第三号まで、第五号、第七号及び第九号から第十三号までに掲げる権限は、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一・二 (略)

三 法第三十条の五の三第一項、第三十三条の五及び第三十四条第一項、同条第二項において準用する法第二十条第二項、法第三十四条の二第一項、第二項及び第五項並びに第三十四条の四の規定に基づく権限

四十三 (略)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第三十五条 法第四十八条第二項の政令で定める権限は、法第二十条の二第三項及び第四項並びに第二十三条第三項及び第四項(これらの規定を法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)、第三十条の五の三第二項及び第三項、第三十条の二第三項及び第四項、第三十五条の三の二十一第二項及び第三項、第三十五条の三の三十二第三項及び第四項、第三十六条第二項並びに第四十一条の二の規定による権限とする。

